申告者の種別

*

収受印

卸 · 小

(23

整理番号

*

市

		営	業所又は貯蔵	歳場所の	(〒	_)	(23	_	_	-)	
令和 年 月			在地及で							店舗名	: ()
					(〒)	(23	/D mi/a		-)	
			住所又に	は居所				ŕ	•			,	
		申	氏名又は	タ称	(フリ	ガナ)							
		ľ	及び代表										
		告	個人番号又は 法 人 番 号			↓個人看	番号(の記載は	に当たっ	ては、左対	端を空欄とし、	、ここから記載して	こください。
市区町	村長属	者											
						i_		<u> </u>					<u> </u>
			同上代	理 人									
下記のとおり、令	和年	三 月	日現在におり	ける、市町	丁村たに	ばこ税の=	手持	品課税	納税申告	告書(期限	後申告書・修	正申告書)を提出	します。
製造たばこの区	ii: t	寺 重 量	所持する			地方税の課税対象数量							
	カー	DI 1	寸 里 里	製造たばこの数量			(卸売販売業者 ★ ⑥				-		
紙巻たば				⑥ 本						本			
葉巻たば	ے (D	g	7(1)×	(1)	本	*	7		本			,
パイプたば	_ (2)	g	8(2×	(1)	本	*	8		本			
刻 み た ば	_ (3)	g	9(3×	0.5)	本	*	9		本	1		
加熱式たば				10		本	*	10		本	-		
かみ用のたば		4)	g	(1)(4)×	(0.5)	本	*	11)		本	-		
	_	5	g	12(5)×	(0.5)	本	+	12		本	. /		
かぎ用のたば	_			(W) (W) /	. U. 3)	7	^	<i>ID</i>		7			
所持する製造た		13) ((6)~	-⑫の合計)	本									
この数量の合				71.									
			課 税 標	準とな	る			17	本当たり	<i>(</i>)	T.M.	短 (1日七海田松	.\
区 分		a (@)	製造たり	ばこの本数			税率				税額 (1円未満切捨) 		
市町村税	Q	(13)											
113 m1 4.3 45F				本			0. 43				③ (③ × 0.43) 円		
区		分		税額の合計額 (1円単位で記入									
					(1円甲	位で記り	()		修.	正申告前の	の確定額	(1円単位で	記人)
市田	丁 柞	寸 税											
111	J 4:	J 19L		3 (3)				円	Ø		円	❸(❸又は❸−6	39 円
税理士法第30条の	書面 掲			衝	作成和		名						
税理士法第33条の2の書面提出				衝	_						(電話番号	_	
出張販売				<u> ''' </u>							(电前省ケ	 名 称)
先、自動 (〒	_) (2)					
販売機等 の所在地 (〒			\ (=										
の所在地 (〒 及び名称		=) (2	_	_)	_				
				,		市区町村	寸整:	理欄			<u> </u>		
修正申告の場合の当初申告年月日 ※			令和	年		月		日	確認	*	納期	限	
通信	日	付	印 ※	· 令和	年		月		日	確認	*	令和 年	月日
*			*	※確	能認書類	į				1	*		
番号確認	身	元確認	□済□未済		国人番号 - の他 (カード/	/通知	田カー	ド・運転	免許証)			

- (注)1 ※欄には記入しないでください。
 - 2 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。

別記第2号様式記載要領

- 1 この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。)附則第25条第3項又は附則第26条第3項 の規定による申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 3 「⑩」欄には、所持する加熱式たばこについて、地方税法第467条第3項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を記載するこ
- 4 卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。
- (1) 平成30年改正法附則第25条第2項又は附則第26条第2項の規定により市町村たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方 税の課税対象数量(卸売販売業者等用)」の欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。
- 「課税標準となる製造たばこの本数」欄の記載に際しては、「Ѿ」欄には、「地方税の課税対象数量(卸売販売業者等用)」欄の「★⑥」欄 から「★⑫」欄までの数量を合計した本数を記載すること。